

## 各教員組合との意見交換における主な意見について

- フォローアップ会議の開催に先立ち、現場の教員の意見を聞くことを目的として、以下のとおり、各教員組合との意見交換を実施した。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ・平成31年1月18日（金）午前10時～   | 愛知県教員組合             |
| ・平成31年1月22日（火）午後3時30分～ | 教育合同労組・愛知、尾東学校労働者組合 |
| ・平成31年1月23日（水）午後3時30分～ | 愛知県教職員労働組合協議会       |
| ・平成31年1月24日（木）午後3時30分～ | 愛知県高等学校教職員組合        |
| ・平成31年1月25日（金）午後3時30分～ | 愛知公立高等学校教職員組合       |
| ・平成31年2月1日（金）午後3時30分～  | がっこうコミュニティユニオン・あいち  |

- 意見交換の場で行われた主な意見については、以下のとおりである。

## 【在校時間管理の適正化について】

- ・年々、**在校時間が徐々に減っている**ことは認めるが、これでは目標達成は困難である。しかも、**在校時間調査は基本的に自己申告**なので、客観性の面で疑問である。もっとしっかり県教委は認識してほしい。
- ・課題として、**県教委の指導**がどの程度のものだったのかということが挙げられる。**校長の責任**をしっかりと問うべきである。
- ・**まずは実態把握**である。実態が把握できなければ、取組も不可能である。
- ・厚生労働省は、ICカードなどの客観的な把握方法がとれない場合は、**管理職が現認**するよう求めている。現認のほうが大変なはずなので、ICカードを導入すればよいのではないか。ICカード導入までの間、管理職に現認させていた自治体もある。なぜいつまでも自己申告なのか。本来、原則は現認であり、どうしても自己申告をせざるを得ない場合は、**なぜ自己申告なのか、対象者にしっかり説明**することになっている。
- ・年に何回も人事担当者会議をやっているのに、**なぜ在校時間が減らないのか**。割振変更簿の活用も進んでいない。真剣に指導しているのか。
- ・在校時間が月80時間を超えそうな教員には、**例えば60時間程度の時点で校長が面談**すべきであり、そのような通知が県教育委員会から出せないか。
- ・県立学校5校で在校時間管理の電子化を試行しているが、カードリーダーが各校1台では少ない。また、総務事務システムとの連動を可能にすべきである。
- ・勤務時間の割振変更は、これまで組織的かつ事前計画されている行事等に係るものだけが対象であった。中央教育審議会の答申も公表され、**授業準備や部活動指導も勤務**として外形的に把握することになったため、**割振変更の対象**とすべきである。

- ・「教員の多忙化解消プラン」の数値目標の達成については、相当な努力が必要である。現状を見ている限りではなかなか減らないのではないか。中央教育審議会答申では、さらに月 45 時間、年間 360 時間というガイドラインを示している。
- ・県立学校における夏季休業中の学校閉庁日の設定について、平成 31 年度以降は原則として 3～5 日程度を設定するよう県教育委員会から通知があったが、設定日数をもっと増やしていただきたい。
- ・中教審の変形労働時間制の導入には安易に同調しないようにしてほしい。
- ・小中学校についても、全県の開錠・施錠時刻を県として示してもらいたい。また、人事評価項目に在校時間管理や執務環境改善に関する取組を盛り込んでほしい。
- ・各校の衛生管理体制の構築を図るべきではないか。良い事例ばかりではなく、悪い事例も積極的に出し、こうあってはならないという観点も必要である。

### 【部活動について】

- ・部活動指導ガイドラインは市町村間の不公平感を払拭できる内容になると期待していたが、朝練習の禁止にも踏み込んでおらず、中途半端な内容となっている。
- ・部活動指導ガイドラインでは、部活動の意義を主張しているが、学校施設は部活動を想定していない。あくまでも体育の授業を想定した構造になっている。部活の意義を声高に取り上げることはおかしい。
- ・小学校の部活はおかしい。学習指導要領に記載されていないものを県のガイドラインに載せるのか。削除すべきだ。
- ・小学校の部活動は地域の大会があるからやらざるを得ない。よって、大会をいかに減らしていくかがポイントである。
- ・部活動の朝練習について、もう何年も前から実施していない市町村もある。特に問題も出ていない。そういった事例も紹介してはどうか。
- ・部活動指導のガイドラインは多忙化解消の観点から策定されたはずなのに、その趣旨からずれている。アスリートは学校外で育てていけばいい。
- ・初任者研修の手引には「初任者は、部活動の顧問は副顧問」と明記されているにもかかわらず、正顧問に就任している初任者がいる市町村がある。
- ・国の年間 360 時間以内という方向性をみても、部活はもはや継続できない。
- ・部活動総合指導員について、組合調査では概ね好評である。今後も拡充していただきたい。課題としては、意義が学校全体に伝わっておらず、十分に活用されていないこと、再任用教諭が多く若い顧問が引率などを依頼しにくい実態などがあり、管理職のフォローが必要である。

- ・学校施設は教育課程内の活動を想定して設置されている。部活動を想定していない。
- ・部活動ガイドラインの**実効性の担保**が必要である。
- ・**休養日の設定**に対して、県として**インセンティブ**を設定していただきたい。
- ・名古屋市内の県立高校の大会など、**上部団体の大会がないものは廃止**できるのではないか。
- ・部活動の意義は理解するが、**制度的に枠をはめる**ことが必要である。部活動指導ガイドラインを守りたくても、**現実には試合が多くて守れない**。大会があっても出場しないという判断も必要であるし、一気に活動時間を減らすことができなくても、部活動指導員制度を拡充することで、**教員のかかわりを少しずつ減らす**べきである。
- ・教員が多忙だけでなく、**生徒も睡眠時間が不足**している。**部活動をやりたい教員とやりたくない教員の両方が納得**できるような合意形成が必要である。
- ・中央教育審議会の答申では、「**部活動を勤務時間に含む**」としている。そうであれば、**対価を払う**べきではないか。
- ・部活動の**顧問は希望制**にするべきである。服務監督権は、県立学校なら県教委、小中学校なら市町村教委にあるので、そこが意識しないとどうにもならない。
- ・また、近年、保護者からの相談も多く、内容も複雑になっている。部活動をやっていると夜遅くなり、**肝心の授業研究まで手が回らない**。
- ・部活動は、**時間外勤務前提**でしかやりようがない。特に小学校は4教科で教材研究が必要な上、同じ授業を他のクラスで行うこともない。

#### 【具体的な業務の削減について】

- ・給食費の徴収に関しては、市町村によって違うものの、**学校給食費会計事務を学校業務から切り離す**などの先行事例を紹介するような計画はないのか。
- ・また、口座引き落としができなかった場合の対応が、いつまでたっても教員では教員の多忙化解消はできない。中教審のガイドラインでは、**給食費の徴収の在り方**について国が方針を示すということであるが、**県の方向性**はどうか。
- ・生徒指導要録、調査書について、県として分量を制限していただきたい。
- ・研修について、宿泊研修は時代の流れに沿っていないのではないかと。また、10年経験者研修も負担になっている。初任者研修の報告書の見直しなど、**総量抑制**を検討していただきたい。
- ・検定や補習について、P T Aからの依頼とはいえ、学校活動の一環であり、実態として依頼があれば断れない。**補習は「丸抱え」の文化**であり、**生徒の自主性を育てられるか疑問**であり、教員の多忙化にもつながっている。

- ・全国的には、通学時の交通事情などもあり、早朝補習を実施している地域は少ない。補習そのものの是非についての意見集約は困難かもしれないが、**早朝補習は廃止**の方向で検討できないか。
- ・**研究論文**による弊害は大きい。自由応募と言っておきながら、採用2年目、5年目に論文を書かせるという市がある。県としてそういったことはやめさせ、**強制することのない**ように指導すべきである。
- ・特別支援学級の担任を短時間再任用教諭の2人で実施している実態があるが、極めて問題であり、課題がある。
- ・国が動かなければ実現できない課題もあるし、予算が必要な課題もあるが、県独自で、**予算がなくても工夫や制度変更**でできることもある。開錠・施錠時間の設定、部活動の時間制限など、実現可能なことを拾い出して推進すべきである。

#### 【定数の確保等について】

- ・小学校では**外国語科導入の負担**が大きい。出入国管理法・関連法の改正に伴い、**外国人児童生徒の対応**がますます困難になる。対応する人員を確保すべきである。
- ・人材確保のため、**教師の魅力ややりがい**を伝えていくことは大切な視点だと思う。今現場では、2年目3年目となると急に仕事が増える。主任を任されたり、校務分掌が増えたりする。そんな時、**サポート体制**があるのとないのとでは多忙感が違う。**複数体制**で仕事ができると多忙感も減るし、やりがいも増えると感じる。

#### 【管理職も含めた現場の意識について】

- ・**管理職**により、多忙化解消に対する意識には**バラツキ**がある。まじめに取り組んでいない管理職もいる。
- ・**管理職**に対する**労務管理の研修**をしっかりとやらないといけない。プランも読んでいない校長がいるのではないか。**労働関係法令を知らなさすぎる管理職**がいる。
- ・管理職も大切だが、教務主任が学校のさまざまな計画を作成する。**教務主任にも労務管理の研修**が必要である。
- ・タイムカードの導入がなされたものの、記録が正確ではない市町村がある。**土日は、管理職がカードを入れない**ので、一般の職員はカードが入れづらい。暗に増やさせないような無言の圧力がある。
- ・市町村については、**教育長のリーダーシップ**によるところも大きい。小学校で手づくりテストを行うなど、多忙化の解消が遅々として進んでいない市町村もある。
- ・同じ教科の教員から、授業について質問されることはまずない。「時間内なら質問には答えるよ」と言っているが、**時間内に質問する時間がない**せいである。

- ・教材研究は最も大事なことだが、学校ではやる時間がないので、おそらく皆持ち帰りでやっていると思う。

**【県民・保護者等への周知等について】**

- ・多忙化解消に向けての全県的なキャンペーンを実施していただきたい。
- ・中教審答申が表明した「教員の本来業務でない業務」は、しっかり保護者に伝えなくてはならない。
- ・「地域の運動会には対応しませんよ」と校長がはっきり伝えられればよいが、なかなか言えないので、県教委が考え方を示していただきたい。予算措置は不要である。
- ・県教委が、保護者に対しては「学校はここまでしかやりません」、現場には「過労死するほど働くな」と言うしかない。
- ・県民や民間を巻き込んだ運動として、他の団体と連携を取り、教員の働き方改革を話題にしていきたいと考えている。

# 愛知県教員組合 「教員の多忙解消プラン」に係る意見交換会資料

## 1 ゆとりをもって子どもたちとふれあう時間を確保できていると感じている割合

	2017	2018
ア とても感じている	2.2%	2.1%
イ やや感じている	15.4%	16.8%
ウ あまり感じていない	57.3%	56.9%
エ まったく感じていない	25.1%	24.2%

多くの教員が、ゆとりをもって子どもたちとふれあう時間を確保できていない実態が明らかに!!

「2018年度 愛教組職場点検活動調査【個人調査】」より

## 2 日々多忙であると感じている割合

	2016	2017	2018
ア とても感じている	67.7%	68.3%	66.0%
イ やや感じている	29.6%	28.7%	30.4%
ウ あまり感じていない	2.3%	2.5%	3.0%
エ まったく感じていない	0.4%	0.5%	0.6%

「教員の多忙化解消プラン」が策定されたものの、ほとんど変わっていない!!

「2018年度 愛教組職場点検活動調査【個人調査】」より

### 3 多忙化解消にむけて、これまでに実施されてきている取り組み

#### ① 成績処理について

校務支援システムを活用した成績処理や通知表印刷など	87.2%
所見の分量や作成回数の精選	32.8%
成績処理のための時間の確保（短縮日課、成績処理期間の設定など）	44.3%

#### ② 行事について

実施時期の見直しや内容の精選	58.4%
準備や練習時間の見直し・精選	49.3%
準備などにおけるPTAや地域ボランティアとの連携	24.2%
行事の統合・精選	20.0%

#### ③ 校務分掌について

次年度への引き継ぎのためにデータを共有化する	40.1%
事務職員との協力（就学援助・給食会計・学年会計など）	29.2%
1つの校務分掌を複数人で担当する	70.5%
前年度の担当者を1人は残すことで運営をスムーズにする	42.3%

#### ④ 会議について

企画委員会・運営委員会などでの事前検討	45.9%
資料の事前配付による会議の効率化	30.2%
会議の回数の削減・内容の精選	53.3%
朝や帰りの打ち合わせの短縮・廃止 （校務支援システムによる連絡事項の確認など）	49.4%
会議の開始時刻を早める（短縮日課、部活動を行わないなど）	28.4%
終了時刻の明確化	35.7%

「2018年度 愛教組職場点検活動調査【分会調査】」より

#### 4 多忙化解消にむけて、今後必要と思うこと

校内における職務内容のさらなる精選	59.5%
校務支援システムの整備・改善	43.1%
教育委員会が実施する調査、研修、研究指定校などの精選	38.0%
学校給食費の徴収や管理業務などは教育委員会が実施	74.6%

#### その他（自由記述）

- 教職員定数の改善
- 少人数学級の拡充
- 小学校専科教員の配置拡大
- 一人あたりの持ちコマ数削減・空き時間の確保
- 養護教員の複数配置の拡大
- 事務職員の増員
- スクールサポートスタッフの配置
- 校務分掌の偏りをなくす
  - ・ 校務分掌の削減
  - ・ 職員全体で協力できるようにすること
  - ・ 複数人で担当する
- 成績処理や学級事務等を行う時間の確保
- 出張・研修の精選・削減、レポートや報告書の簡素化
- 行事の精選・削減
  - ・ 地域行事への参加のあり方の見直し
- 通知表の所見の見直し（文量・内容・回数）
- 教員免許更新制の廃止
- 作文、ポスターなどの各種作品募集、コンクールの精選

など

「2018年度 愛教組職場点検活動調査【個人調査】」より

## 5 「教員の多忙化解消プラン」取組の柱(4)「業務改善と環境整備に向けた取組」に対する愛教組としての意見

- 取組実践検証校における教員の業務の精査、成果の普及啓発
  - ・ 取組実践検証校における成果とともに、中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」もふまえ、学校現場において真に必要とされる方策の検討をすすめること
- 教育委員会が実施する会議、調査、研修、研究指定校等の精選
  - ・ 取組実践検証校の成果に加えて、学校現場の声ももとにして、県が実施する会議や調査、研修を早急に見直すこと
  - ・ 県教委などが実施する研修については、教員が子どもたちとふれあう時間を確保するため、受講者や学校現場の負担軽減、「教員は学校で育つ」といった観点から、「愛知県教員研修計画」にもとづき、受講年度の弾力化だけでなく、中堅教諭等資質向上研修と教員免許状更新講習との相互認定を含め、重複する研修内容の精選や、「教員の多忙化解消プラン」で示された集合研修の精選などを早急にすすめること
- 学校給食費の徴収・管理業務の改善
  - ・ 実施されている市町村の具体例を示すなど、教員の本来的な業務に専念できるよう、市町村教委に対して強力に働きかけること
- 校務支援システムの活用
  - ・ 成績処理や諸帳簿などの情報を統合して処理することができるシステムの導入をすすめるとともに、県費補助制度を確立すること
- 専門スタッフ等の配置の拡充
  - ・ いじめ・不登校、特別な支援を必要とする子どもへの対応など、学校現場で山積する教育課題の解消のため、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの配置をはかること
  - ・ 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保するという観点から、定数外で教員の事務作業などを補助する専門スタッフの配置を検討すること
- 教職員定数の改善
  - ・ 子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育をすすめ、子どもたちとふれあう時間を確保するため、少人数学級の拡充とともに、国による教職員定数改善だけでなく、県独自措置の予算の拡充をはかること

■2019.1.22 県教委多忙化解消フォローアップ会議への意見書 尾東学校労働者組合

1. 超勤調査結果（「労働日数」は、当該年度調査対象月の労働日数）

【小学校】

	2013.11	2014.11	2015.11	2016.11	2017.11	2017.6	2018.6
80～100	10.9%	6.8%	7.5%	8.7	6.8	16.3	12.4
100超	4.5	2.6	3.4	3.9	2.7	9.1	6.9
80時間超	15.3	9.3	10.8	12.6	9.6	25.4	19.3
労働日数	20日	18日	19日	20日	20日	22日	21日

【中学校】

	2013.11	2014.11	2015.11	2016.11	2017.11	2017.6	2018.6
80～100	19.2%	17.4%	18.0%	17.7%	15.9	20.4	19.8
100超	25.2	18.9	20.7	20.8	16.9	32.5	26.6
80時間超	44.5	36.3	38.7	38.6	32.7	52.9	46.4
労働日数	20日	18日	19日	20日	20日	22日	21日

①11月結果もさることながら、6月の結果を見よ。この状況で、目標達成は困難。

②この調査結果も、ほとんど自己申告のため、客観性があるのか疑問。

\*別紙参照（岡崎市の場合）

●（服務監督権者・校長の責任を明記した上で）再度調査するよう求める。

③春日井市のように休憩分（45分）を加えて、「超勤」時間を算出すること。

\*45分/日 45分×20日=900分=15時間

15時間プラスすれば、80時間超レベルの教職員は、相当増加する。

④課題は、どこにあるのか。

●昨年度の「意見書」（2018.1.25）に記載したこと——

- 県教委による「指導」の事実は認める。しかし、超勤実態の理由を徹底的に調査し、改善しようという意思があるのか疑問。「伝えたからね」という姿勢では、ダメ。
- 校長の責任を厳しく問わない限り、「80時間超」を、2018年度=半減  
2019年度=0は、無理。現状に対する県教委の評価は？  
「虚偽の自己申告」で限りなく0に？  
・春日井市教委「2018年度より週休日等も機械的記録へ」（予算0円）
- フォローアップ会議のメンバーは、労基法、労安法、勤務時間条例・規則等の基本を認識しているか、テストをしてから選任すること。

ア 県教委の指導は、どの程度のものであったのか。

イ やはり、「校長の責任」を問わない限り、解決は無理。

# 【部活手当 2017 (H29). 4 小学校支給実績】

●対象校：県下で91校、内31校が岡崎市立小学校

しかし、以下の数値だ！ 「カイゼン」方法を岡崎市教委に学べ！！

その岡崎市の80時間超人数の割合は――

\*2017・2018. 6月超勤状況 (県教委調べ) 80時間超教員割合 (%)

	小学校			中学校		
	2017	2018	2017	2018		
岡崎市	17.8	19.4	36.3	17.5		
西三	30.7	25.4	57.9	48.7		
県	25.2	19.3	53.3	46.4		

5月支給分(4月実績)

学年	学校区分	所属	学校名	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
11	1	60003	岩掛小	0	0	7	21,000		
11	1	60005	双蔵小	0	0	4	12,000		
11	1	60006	栗郷小	0	0	4	12,000		
11	1	60007	栗木台小	0	0	9	27,000		
11	1	60008	藤橋小	0	0	4	12,000		
11	1	60010	日進東小	0	0	3	9,000		
11	1	60011	日進北小	0	0	18	54,000		
11	1	60016	三崎小	0	0	4	12,000		
11	1	60018	唐竹小	0	0	3	9,000		
11	1	60022	粟袋小	0	0	2	6,000		
11	1	60023	赤川小	0	0	8	24,000		
11	1	60028	旭丘小	0	0	2	6,000		
11	1	60029	箱小	0	0	1	3,000		
11	1	60048	星の宮小	0	0	4	12,000		
11	1	60050	濱洲敷小	0	0	2	6,000		
11	1	60063	掛ヶ丘小	0	0	5	15,000		
11	1	60111	幡山東小	0	0	7	21,000		
11	1	60112	幡山西小	0	0	25	75,000		
11	1	60116	栗根小	0	0	11	33,000		
11	1	60120	瀬戸八幡小	0	0	6	18,000		
11	1	60127	桂葉小	0	0	4	12,000		
11	1	60128	香久山小	0	0	5	15,000		
11	1	60129	梨の木小	0	0	15	45,000		
11	1	60295	兵庫小	0	0	11	33,000		
11	1	60297	赤池小	0	0	9	27,000		
11	1	60298	竹の山小	0	0	18	54,000		
31	1	60407	藤江小	0	0	6	18,000		
31	1	60463	上野南小	0	0	1	3,000		
31	1	60466	河和小	0	0	1	3,000		
41	1	60508	栗島小	0	0	2	6,000		
41	1	60521	楢園小	0	0	25	75,000		
41	1	60522	狛石小	0	0	25	75,000		
41	1	60524	美合小	0	0	9	27,000		
41	1	60525	羽根小	0	0	21	63,000		
41	1	60526	岡崎小	0	0	32	96,000		
41	1	60527	六名小	0	0	33	99,000		
41	1	60528	三島小	0	0	15	45,000		
41	1	60529	速尺小	0	0	25	75,000		
41	1	60530	広幡小	0	0	25	75,000		
41	1	60531	井田小	0	0	33	99,000		
41	1	60532	菱岩小	0	0	9	27,000		
41	1	60533	榎園小	0	0	14	42,000		
41	1	60534	善念小	0	0	12	36,000		
41	1	60537	木宿小	0	0	16	48,000		
41	1	60544	興殿小	0	0	7	21,000		
41	1	60545	細川小	0	0	28	84,000		
41	1	60547	大瀬寺小	0	0	23	69,000		
41	1	60548	矢作東小	0	0	28	84,000		
41	1	60549	矢作北小	0	0	23	69,000		
41	1	60550	矢作西小	0	0	3	9,000		
41	1	60551	矢作南小	0	0	11	33,000		
41	1	60552	六ツ美中部小	0	0	8	24,000		

学年	学校区分	所属	学校名	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
41	1	60553	六ツ美北部小	0	0	18	54,000		
41	1	60554	六ツ美南小	0	0	11	33,000		
41	1	60556	竜美丘小	0	0	27	81,000		
41	1	60557	大門小	0	0	37	111,000		
41	1	60558	城南小	0	0	6	18,000		
41	1	60559	上地小	0	0	15	45,000		
41	1	60560	小豆塚小	0	0	6	18,000		
41	1	60561	北野小	0	0	16	48,000		
41	1	60571	新川小	0	0	6	18,000		
41	1	60572	大浜小	0	0	21	63,000		
41	1	60573	桐尾小	0	0	10	30,000		
41	1	60577	中央小	0	0	3	9,000		
41	1	60591	豊城小	0	0	29	87,000		
41	1	60592	小高原小	0	0	6	18,000		
41	1	60593	衣浜小	0	0	4	12,000		
41	1	60594	富士松南小	0	0	20	60,000		
41	1	60595	富士松北小	0	0	17	51,000		
41	1	60596	小垣江小	0	0	12	36,000		
41	1	60597	双葉小	0	0	3	9,000		
41	1	60598	住吉小	0	0	5	15,000		
41	1	60599	かりがね小	0	0	11	33,000		
41	1	60601	白滝小	0	0	4	12,000		
41	1	60603	朝日小	0	0	2	6,000		
41	1	60604	小垣江東小	0	0	2	6,000		
41	1	60605	平成小	0	0	8	24,000		
41	1	60612	宮浜小	0	0	2	6,000		
41	1	60614	港小	0	0	6	18,000		
41	1	60652	花ノ木小	0	0	4	12,000		
41	1	60653	八ツ面小	0	0	3	9,000		
41	1	60654	西野南小	0	0	2	6,000		
41	1	60657	平坂小	0	0	3	9,000		
41	1	60658	矢田小	0	0	11	33,000		
41	1	60659	寺津小	0	0	5	15,000		
41	1	60661	福地北小	0	0	6	18,000		
41	1	60663	三和小	0	0	2	6,000		
41	1	60664	鶴城小	0	0	10	30,000		
41	1	60709	平井小	0	0	2	6,000		
41	1	60784	朝日小	0	0	3	9,000		

# 「教員の多忙化解消フォローアップ会議」への愛教労意見書

2019年1月18日

愛知県教職員労働組合協議会

## 序

---

- 1) 「教員の多忙化解消プラン」発表から1年半が経過し、各市町村教委・小中学校レベルで一定の多忙化解消策が実施されつつある。しかし、根本的な改善が進んだ例はなく、また地域によって対応はさまざまであり格差が生じている。
- 2) マスメディアも教員の多忙な勤務実態を頻繁に報じるようになり、一般に認知されるようになったが、国・県・市町村いずれのレベルでも多忙化解消のために必要な予算措置を講ずる段階には至っていない。
- 3) 県教委による市町村教委への指導・助言が十分機能していないことが、県内各地の対応の格差につながっている。プランに実施・検討すると明記された対策のなかにも進んでいないものがあり、県教委による多忙化解消のリーダーシップは不十分である。
- 4) 県教委はプランの中で自らに課した課題、すなわち①直ちに実施すべき課題11項目、②平成29年度から実施すべき課題3項目、検討される課題4項目、③平成30年度までもしくは中長期的に実施する課題9項目について実施状況と内容を把握し、遅れた課題について担当者・実施時期の目安等を明らかにすべきである。
- 5) その中でも次の3項目はプラン全体の進捗にも関わるものであり、直ちに実施の日程を示す必要がある。それは「全県的な学校の開錠・施錠時間の設定と保護者・地域住民への周知」「管理職の人事評価項目に在校時間管理や執務環境改善に関するとりくみを盛り込むこと」「市町村教育委員会・PTAなど関係団体と連携し、全県的なキャンペーンを実施すること」である。

## 提言1 時間外勤務削減の目標達成の状況 在校時間記録の問題点の改善

---

在校時間・出退勤の記録を正しく管理する業務について、意識改革のための具体策を打ち出すこと

- 6) 県プランは平成30年度末までに時間外の在校時間が月80時間超の教員の割合を半減[小学校5%以下、中学校20%以下]するという具体的数値目標を掲げている。県教委は比較検討のため11月調査のデータによりそれを点検したが、平成30年11月の数値は小学校 11.8 % でプラン発表以前より微増となり、中学校は 31.9 % で2割減、両校種合わせた小中学校教員全体では 21.9 % という結果となった。
- 7) 在校時間出退勤時刻の記録のための客観的機器の導入が遅れているために、多くの学校では依然自己申告制が用いられている。そして校内の労安体制の構築も進んでいないため、正確な記録を残す意識改革が遅れていたり、点検がずさんだったりする例が多く、数値の精度が疑問視される事例が少なくない。
- 8) 過労死レベルと判定される月80時間超過をギリギリ下回る79時間50分台が頻出する記録や月内の全出勤日が同一時刻出退勤となっている記録が、未だに市町村教委・校長に管理されず集約されている。また客観的機器を導入したところでも、退勤時打刻の後に在校勤務を続けたり、休日の出退勤記録を打刻しなかったりする例がある。
- 9) 市町村によっては、ほとんどの学校で数値目標をほぼ達成し時間外勤務が解消している。しかし、その市町村に勤務する教職員の実態をみると、依然と何ら変わるところはなく「なぜ時間

外勤務がこれほど減ったのか」疑問の声が上がっている。そうした市町村教委に対して県教委は改めて実態を調査し公文書の不正な取扱がなかったか確認する必要がある。

- 10) 市町村によっては、月80時間を超過する教職員が60%以上の小学校や、90%以上の中学校の記録が報告されている。こうした市町村については記録として実態を少なく見せかけるなどの不正は考えられないが、多忙化解消の視点が欠落していると言わざるを得ない。1年半の間に何らかの対策は実施されているはずであるのに全く効果が上がっていないか、何らの対策も行われていないかのいずれであっても、市町村教委・管理職のマネジメント能力が疑われるところである。こうした教委に対しても県教委は改めて実態を調査しどのようなマネジメントが行われているのか確認する必要がある。
- 11) 適正な勤務時間管理は労働基準法・労働安全衛生法に定められた使用者の義務である。ICカード・タイムレコーダー等客観的機器の使用か、管理者である校長・教頭による出退勤時刻の現認が求められている。また自己申告制をとる場合は管理職による点検が必須であるが、このルールが徹底されていないため、不正確な記録が多数存在することにつながっている。
- 12) 労働安全衛生法及び規則によれば、月80時間・100時間を超過して時間外勤務をした職員について、産業医による面接指導が行われるべきである。多くの市町村では、このしくみが関係者に周知されておらず有効に活用されていない現状がある。教職員のメンタルヘルスケアの観点から、本人の希望ではなく過重な時間外勤務となっている教職員すべてに面接指導を行うことが求められる。
- 13) 県教委は平成30年3月1日に「勤務の割振変更簿の整備と運用について(依頼)」を発し、勤務の割振変更簿の整備と運用を進めるよう教育事務所を通じて市町村教委に求めた。県教委調査によって平成29年11月の時点で、勤務の割振変更簿を作成している小中学校は全体の18.2%(184校)に留まっていることが判明している。愛教労の調べでは、平成30年12月の時点でも新たに割振変更簿を整備した市町村はなく、県校長会も整備を進める意向を示していない。県教委はこの状況を打開する施策を打ち出す必要がある。

## **提言2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進**

学校マネジメントという概念をすべての教職員に浸透させるため、体系的な研修を実施すること

- 14) プランによれば各校の学校評価において、学校経営案で位置づけた多忙化解消のための重点目標について、組織的・継続的に進められた業務改善の状況が評価されている。県教委は市町村教委を通じて各校の評価結果を収集し、数値目標とは別に多忙化解消がどれほど進捗したかを把握する必要がある。この調査により、各校の管理職は取組と評価についてマネジメントを意識するようになり効果的である。
- 15) 愛教労は教職員労働組合として、各市町村教育委員会・校長会、また各校長と交渉・懇談している。その中で労働諸法令について十分理解していない職が少なからず存在することを指摘する。これは愛知県の管理職登用試験等において、管理職として不可欠な労働法規の把握を試験していないために起こるものであり、県教委の任用責任でもある。プランに明記したとおり、現職対象の労務管理研修を労働基準監督署と連携して実施することが必要である。また、管理職任用に労働諸法令の知識を問う試験を課す改革も検討すべきである。
- 16) 県教委は自主的研修と位置づけて教育研究論文募集を実施している。現場では経験年次や年代指定などの独自ルールをつくり、事実上の強制応募となっている状況がある。また市町村単位で応募目標数を設定しているところがあり、そこでは管理職・主任などが個人的に応募を働きかけたりして事実上の強制が横行している。県教委は交渉の場においても「応募はあくまで自主的」との立場を崩さず、過労死レベルの多忙化を解消する取り組みを妨げている。「自

主的」という見方を県教委自身がやめることこそ多忙化解消の基本である。どうしても論文募集を行うならば、時間外労働がある教員に応募資格を認めないなど業務時間を制限するルールを併せて設定すべきである。

### **提言3 部活動指導に関わる負担軽減のための「ガイドライン」の策定**

県プラン指摘の多忙化の主因としての部活動を制限するために部活動ガイドラインを制定すること。

- 17) 県教委は2018年9月に「部活動ガイドライン」を発した。平成30年度の早期に出されるべきものが半年あまり遅れての発表となった。プランが取り組みの柱の一つと位置づける「部活動指導に関わる負担の軽減」に基づいたものとして策定したものである。
- 18) ガイドラインは副題に「より効果的で持続可能な部活動をめざして」とうたっている。全編の中で、教員の多忙化についてふれた部分は[P.10 (2)課題 イ部活動を取り巻く環境の変化]のうちの一項のみであり、顧問業務が多忙化の一因となっていると指摘したに過ぎない。
- 19) 別項では現状のスポーツ部活動の問題点を指摘し、その改善策を示しているが、そのことにより教員に新たな業務を課しており、多忙化解消に逆行する側面がある。科学的合理的な指導は何ら否定するものではないが、そうした競技性を重視した文化・スポーツ活動は学校教育の範疇を明らかに超えており、むしろ学校からの切り離しの方向を検討すべきである。
- 20) 過度な活動を抑制するために活動日や活動時間の量的制限が示されたが、その基準通りに活動したとしても、試合期の業務は過労死レベルの月80時間に達するものとなっている。いくつかの市町で中止が決まりつつある朝練習を条件付きながら容認していたり、土日休日の活動制限に大幅な例外を認めていたり、初めから骨抜き規制となっている。
- 21) ガイドラインは、部活動が学習指導要領にどのように位置づけられているか、分析している。しかし、そこに位置づけられていない小学校部活を根拠なく容認し、活動時間の量的制限基準を設定した。学習指導要領にも定めがなく、労働諸法令の制限も超えている状況を把握しつつ、小学校部活動を認めることはまさに多忙化解消に逆行するものである。
- 22) ガイドラインは、一定の「基準」として効力を発揮すべきものであるが、実施に向けた具体的スケジュールが含まれていない。プランが時間外勤務削減の数値目標と達成期限を設定したように、ガイドラインも遵守実行の最終期限を示す必要がある。
- 23) 昨年愛教労が指摘したとおり、ガイドラインが県教委内部のみで検討されて作成されたため、現状をある程度改善する基準は示されたが、労働諸法令には触れないまま「ガイドライン」として示された。このガイドラインが徹底されたとしても、この基準による時間外勤務が当分続くことになり、長時間労働は改善されないと考えられる。
- 24) プランが取組の柱と位置づけた部活動負担の軽減を実現するには、給特法に反して部活動指導業務が設定されている現状の改革に着手しなければならない。法令を遵守するためには、少なくとも教員が部活顧問をやらない自由を当然認めることが必須である。ガイドラインは違法な状況を県教育委員会として事実上追認する文書となってしまった。
- 25) 多忙化解消のためには、現状の部活動業務を学習指導要領・労働諸法令に照らして検討する視点が重要であり、その際、①生徒の「全員加入」禁止、②教員の「全員顧問制」の廃止・顧問業務の自由選択制導入、③小学校部活の中止、④朝部の禁止、⑤新任教員・臨時教員に部活顧問をさせないことは不可欠である。

## 結

---

- 26) 「愛知県多忙化解消プラン」は、勤務時間外在校時間削減について数値目標を設定している点、各教委・学校・教員などそれぞれの課題と対策を具体的に示している点において先進的である。しかし、県教委・市町村教委間の連携不足を解消したり、関係諸団体への周知を進めたりしなければ、教職員の長時間労働の改善は進むことはない。
- 27) 国の政策による全学年30人学級実現こそ本来求められる改革であるが、財政力全国第2位の愛知県こそ、教育に資金を投入して30人学級を実現し、教員の長時間労働の抜本的改善を進めることが求められている。このことは県民の利益にも直結する政策であり、市町村・各学校に強い通知・指示を発して、意識改革と具体的対策を進めるときである。
- 28) そのためにも県教委は自らに課した取組を率先垂範して進捗させることが重要であり、そうすることで教育行政・学校を変えることにつながり、過労死レベルの長時間労働に苦しむ教職員の現状を改善することにつながる。
- 29) 平成30年度からは小学校で特別の教科道徳が始まり、続く小学校英語教科化、中学校道徳教科化により、教員の業務はさらに増加している。これらに対応するための研修や事務作業などやらざるを得ない業務が加わり、多忙化解消に逆行する動きとなっている。県教委は英語専科教員や加配やALT配置、事務軽減策の提示などを行うとともに、業務増加分に見合う業務削減を実施する必要がある。とくに中学校における県事業キャリアスクールプロジェクト[職場体験]は直ちに中止すべきである。
- 30) 出入国管理法・関連法の改正により、2019年4月以降、より多くの外国人が日本国内に居住することになる。愛知県の小中学校では、日本語理解の困難な外国人児童・生徒が現在でも多く在籍している。こうした子どももさらに増加すると考えられるため、対応する人員を確保するなど教職員の負担軽減策が早急に求められる。
- 31) 2018年12月、文科省は中教審答申(素案)という形で働き方改革に関する総合的な方策を提示した。そこでは学校と教職員の長時間労働の実態と問題点を具体的に指摘し、現場だけではなく行政の責任で、現在教員が担っている業務を適正に分担する改革の方向が示された。
- 32) しかし答申(素案)は、教員定数増の抜本的改革には背を向け、実態に見合う教職調整額の増額も否定し、給特法の改正にも否定的である。現行制度のまま、教員の長時間労働を是正するために「勤務時間の上限に関するガイドライン」という基準が示され、「一年を単位とする変形労働時間制」案が提示された。
- 33) 勤務時間の上限については、時間外勤務を命じない規定である給特法を改正しないまま、月45時間以下の超過という数字を示すこと自体が法令違反である。また例外として月80時間未満、月100時間未満というのは過労死レベルを容認するものであり論外である。
- 34) 変形労働時間制については、繁忙期と閑散期という概念がそもそも学校にはそぐわないものであり、繁忙期とされる時期の長時間労働が現状より更に過酷なものになることは明らかである。また閑散期とされる休業期間には実際には研修や部活動指導、教材研究など授業以外のさまざまな業務が課せられていることから、休みが取れないまま時間外勤務に従事しなければならない可能性が高い。記録上、見た目の時間外労働を減らそうとする愚策に他ならない。
- 35) 県教委は、こうした中教審答申が出されたとしても安易に同調せず、真に教職員の働き方が適正な形になるよう、根本的な改善策を模索する方向を維持していくべきである。

以 上

# 愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）の 部活動への緊急提言 2019年2月

## はじめに

学校で行われる部活動は学習指導要領で次のように規定されている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」

現在、日本全国で実施されている部活動は、参加を強制したり長時間拘束したりして、この規定から大きく逸脱している。わたしたち愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）は、現状の部活動を「ニセ部活動」と指摘し、部活動が本来の「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」になるように以下の緊急提言を発表する。

## 1、小学校部活動の廃止

現在、愛知県下のいくつかの地域では小学校部活動が行われている。（愛知県教委調べによると8割の地域で実施）しかし、部活動について小学校では「学習指導要領」に定めがなく教育課程外の活動である。つまり小学校では部活動を実施する根拠がない。

また、子どもの発達段階からみても、小学生の時期に激しいスポーツを行うことに疑問を呈する学者もいる。小学生は授業などの学校生活で疲れているのに、さらに部活動を行わせ、長時間学校に拘束しておくことに疑問の声もあがっている。

現状の愛知県下の小学校部活は主に小4・5・6年生が参加している。しかし、児童数の少ない小学校では、大会に参加するため、バスケットボールの公式戦で小学3年生がオフィシャルという審判補助要員をしているという実態もある。また、ある地域では小学2年生が部活動に参加していることも分かった。

結論 小学校部活動は直ちに廃止する。

## 2、中学校部活動における朝練習の禁止

朝の人間の体は目覚めたばかりで運動できる状態にない。スポーツ専門家も「起きてから3時間以降にスポーツを実施することがよい」と指摘している。実際、長野県教委は「朝の部活動は睡眠不足や授業への影響も懸念される」として原則禁止をうたっている。

また、早朝練習を実施すると生徒の登校中の事故や事件にもつながる懸念がある。今後夏場の部活動が制限されるにつれて、朝練習が増えていくことが懸念される。朝の時間帯は医療機関も開いてない。そんな時間に怪我も想定される部活動を実施することは危険極まりない。つまり、いかなる議論がされようと、朝練習は百害あって一利なし。

結論 中学校部活動における朝練習を禁止する

## 3、中学校部活動における生徒の参加の自由

学習指導要領でも部活動については「自主的なもの」と、位置付けられている。その趣旨からいっても、生徒に部活動への参加を強制することは間違っている。生徒の部活動への参加する、しないの自由があることは極めて当然のことである。

生徒を部活動に強制的に参加させるという発想は、そもそも「子どもを自由にするとよ

からぬことをする」という生徒指導上の管理的発想から部活動をとらえる向きがいまだにある証拠である。

また、いやいや部活動をやらせたために部活動内で人間関係のあつれきがおき、生徒を自死に追い込む事態も全国でおきている。つまり部活動への参加の強制はいじめを助長しているといつてよい。

結論 中学校部活動における生徒の参加・不参加の自由を保障する

## 4、中学校部活動における顧問を引き受ける、引き受けのないの自由を保障する

そもそも学校は正規の教育活動(当然、勤務時間内)を行うところである。教員が部活動顧問を引き受けたために、平日の時間外勤務はもちろん、土日にも練習や、大会で時間外勤務を強いられているのが実態である。また、部活動顧問をさせられたことにより、教材研究の時間が奪われ、健康状態も悪くして教育の質が低下していることは明らかである。

部活動顧問を引き受けると、いやがおうにも時間外勤務におよんでしまう。教員は給特法の規定から時間外勤務を命じられることはない。教員には正規の教育活動ではない不正常的な部活動顧問を引き受けるか、引き受けないかの選択の自由があることは明白と考える。

校長は教員に部活動顧問を強制している。これはパワハラ行為であり、ただちにやめさせなくてはいけない。

結論 中学校部活動における顧問を引き受けない自由を保障する

## 5、新任教員や臨時教員に部活動顧問をさせない

教員の第一義的責務は教員として授業をきちんと行うことである。そのためには教材研究の時間は必須である。とりわけ新任教員はそのことに専念すべきだ。しかし現状は勤務時間外に部活動指導をし、その後に教材研究や学級事務等を行っているのが実態である。将来ある新任教員を指導者として育てることは愛知県教育委員会、市町村教育委員会、校長の重大な責務である。

また、臨時教員は通常、正規教員と同じように働いている。児童生徒、保護者の前では、正規も臨時もない。

臨時教員の人は、教員採用試験前の最も大切な時に部活動の指導に駆り出されるという実態がある。部活動指導を断ると次年度以降の自分の任用に影響がでるのでは、という心理が働き、やむを得ず部活動指導をしている、というのが事実である。

採用試験に受かるかどうかは、臨時教員の人生に関わる問題である。人の人生を部活動顧問にする事で奪ってよいはずがない。

結論 新任教員や臨時教員に部活動顧問をさせない

### おわりに

現在、文部科学省やスポーツ庁をはじめ各機関やスポーツ団体からさまざまな部活動に関するガイドラインなどが出されてきている。しかし、残念ながら教職員組合からの積極的なアプローチは少ない。愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)は、教職員組合のひとつとして、教職員の働き方からみて、今の部活動のありかたはどうか、児童生徒の健康面から考えてもどうだろうか。いや本来の教育活動からみて今の部活動のありかたは見直さなければ、と考えて5つの緊急提言を発表する。わたしたちの教育の条理に基づいたささやかな提言が部活動改革の一助になることをせつに願っている。

## 「教員の多忙化解消プラン」に対する意見

愛知県高等学校教職員組合

- 「1年単位の変形労働時間制」の導入中止を国へ要望
- 給特法の改正を国へ要望
- 「教員免許更新制」の廃止を国へ要望
- 定数増と持ち時間数の縮減
- パソコン・ネットワークシステム等の整備・保全のための人的配置
- 入力場所の拡充などアイシステムの改善
- 実効性ある超勤管理
- 有料道路、駐車場使用の本人希望を踏まえた対応とそのための十分な旅費予算の確保
- 私費会計（学年会計、学年積立金会計等）を中心とした会計処理の事務への移管
- 公簿、各種書類の統合・廃止、簡略化
- 部活動の負担軽減（含特別支援学校）
  - （1）「部活動総合指導員」の拡充
  - （2）部活動ガイドラインの実効性確保
    - ・実効性確保に向けた仕組みづくり
    - ・「週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上の休養日」の徹底
    - ・活動時間を「平日2時間程度、休業日3時間程度とする」ことの徹底
    - ・「始業前の活動について補助的で最小限の活動とする」ことの徹底
  - （3）大会数の削減（含競技会）
  - （4）公式戦の祝日開催の削減
- 官製研修（初任研・2年研・3年研・5年研・10年研）の縮減
  - ・校外（宿泊を含む）研修・校内研修の日程及び報告書の縮減・簡素化
- その他
  - ・出張数・対象者数の縮減、各種研究指定校の縮減、周年行事の原則的廃止
  - ・教員表彰及び教員評価制度における部活動の扱いの見直し

### <高等学校関連>

- 週休日を中心とした勤務時間外における補習、模試、検定の負担軽減とそのための実態調査の実施
  - ・補習・土曜開放のガイドライン（上限）の設定
  - ・模試の監督業務からの教員の除外（除施設管理者）
  - ・模試及び検定の校外実施の拡充
  - ・検定業務（監督・採点）の見直し
- 超勤を前提とした行事日程の改善
  - ・採点及び成績処理の時間確保、保護者会等の時間確保

### <特別支援学校関連>

- 過大過密の解消と実態にあった重複認定
- 宿日直勤務における勤務実態に応じた割振り変更の実施による負担軽減

愛知県教育委員会  
教育長 平松 直巳 様

愛知県高等学校教職員組合  
執行委員長 鈴木 紀代子

## 「教員の多忙化解消プラン」フォローアップ会議に対する要求書

日頃は県立学校の教育条件の充実のため、ご尽力されていることに敬意を表します。

2017年3月、貴教委は「教員の多忙化解消プラン」（以下、「プラン」）を発表しました。「プラン」では、「平成31年度までに達成すべき目標」として「在校時間が月80時間を超過している教員の割合」を「全校種0%をめざす」との数値目標が掲げられていますが、「在校時間記録簿」の集約結果を見ると、こうした「プラン」の目標と現場の実態がかけ離れていることは明らかです。「プラン」の目標を達成していくためには、長時間過密労働解消に向け、実効性ある施策が求められています。

こうした長時間過密労働の最大の要因が部活動です。2018年9月、貴教委は、部活動指導ガイドライン（以下、「ガイドライン」）を発表しました。現在、職場では、青年教職員を中心に顧問の割り当てが「強制」されている実態がありますが、この点について、「ガイドライン」では、「経験のない部活動の顧問を任せ負担を感じている。あるいは、顧問として放課後や休日に活動する中で、授業準備や生徒と向き合う時間が十分確保できていないなど、多忙化の一因となっている」との文言が盛り込まれているものの、顧問の割り当ての「強制」の問題を解消していくための具体的な施策は「ガイドライン」には盛り込まれていません。

2018年3月に告示された新学習指導要領の総則では、部活動について「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」とされています。顧問の割り当ての「強制」の問題についても、「持続可能な運営体制」という視点から早急に是正されなければなりません。

2018年1月、風岡公務災害訴訟について、名古屋高等裁判所は、基金側の「控訴を棄却する」との判決を出しました。判決の中で、名古屋高等裁判所は、風岡先生が「情報処理部顧問として、全商協会が主催する情報処理の全国大会等各種大会の指導をし、全国大会で優勝するなど非常に優秀な成績をあげていた」とし、風岡先生の「公務が量的にも質的にも、他の教員よりも重いものであった」と結論づけています。この判決を踏まえれば、長時間過密労働解消のために、部活動問題への対応が早急に求められています。

そこで、以上の点を踏まえ、貴職におかれては、下記事項について対応を行うよう強く求めます。

### 記

1. 「持続可能な運営体制」という視点から、部活動顧問の割り当ての「強制」の問題、とりわけ初任者に対する顧問の割り当ての問題について、フォローアップ会議において議論を行うこと。

以上

愛知県教育委員会  
事務局教育企画課長殿

愛知公立高等学校教職員組合  
執行委員長 伴 孝治

## 「教員の多忙化解消」を実現するための意見

### I 在校時間

1. 各校の開錠・施錠時刻の設定を現在の目安より狭める必要がある。また、定めた基準について実施状況の調査と指導が必要である。
2. 週休日及び勤務時間の割振りを変更した場合には、管理職が個々の職員について変更簿と実態が一致していることを確認する必要がある。
3. 夏季休業期間中の学校閉庁日の設定日数を5日以上とするよう強力な指導を行う必要がある。
4. 電話対応については、以下の整備が必要である。
  - ① 番号非通知の電話は受け付けない。
  - ② 応答前に相手方に録音機能が付加されていることを案内する。
  - ③ 正規の勤務時間外は、自動応答メッセージによる対応とする。
5. 長時間労働対策は、全体の平均在校時間にも注目して取り組むべきである。

### II 部活動

1. 正規に割り振られた勤務時間の枠外での活動を制限すべきである。
2. ガイドラインに沿った休養日の設定とその実態について、調査と指導が必要である。
3. 長期休業中の部活動日数を休業日数の1/2以下に設定するよう指導するとともに、実態を点検する必要がある。
4. 高体連、高文連以外の団体（協会）が主催する競技会、行事への参加を制限する必要がある。
5. 教員表彰においては、部活動指導を選考理由から排除すべきである。

### III 研修等

1. 初任者研修、経年経過研修の内容を精選し、日数と時間についても縮減を図る必要がある。
2. 1の研修と教員免許更新講習が重複する場合には1の研修の一部を免除する必要がある。

### IV その他

1. 「教員の多忙化解消プラン」とその実現に向けたとりくみについて、大規模なキャンペーンを展開する必要がある。
2. 給特法の廃止を国に働きかける必要がある。
3. 総括安全衛生委員会への参加もしくは会議の傍聴をすべきである。
4. 関係各課間の『遠慮』や『配慮』が存在する状況では、取り組みは進まない。強力な権限を有する実行責任者が必要である。

がっこうコミュニティユニオン・あいち

執行委員長 鈴 置 一 夫

### 意見書

現在の状況は部活動については多少の成果はうかがえます。しかし、ほとんど授業が終わって勤務時間が終了し学級や学年、校務分掌等の仕事となり休憩もなく連続勤務が常態化しています。その後、やっと授業研究できます。さもないと持ち帰り業務にならざるを得ません。今後は道徳の教科化、小学校でのプログラミング、英語の教科が増加しさらに負担が増してきます。生徒の対応についてもよりきめ細かな指導がもとめられている中、このような現状を顧みず、「時間外は45時間・変形労働時間制」などを提言した臨教審・文科省は、根本的な問題を棚上げしたままで何も解決していません。

教師に余裕のない状況でより良い教育を求めるには無理があるのは当然ではなかろうか。根本的に解決するには、人員の増加しか考えられません。授業時間数は教員一人当たり15から16時間を上限をとった定員配置（管理職は除いて）。総合なども含めた授業数で、人員の増加が望めないのであるならば、カリキュラムを変更して授業数を減らし、本務は授業のみとするしかありません。